

重要事項説明書

認可保育所「恩納保育所」

保育の提供の開始に当たり、当事業所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所等の概要

- ・事業所の種別 認可保育所
- ・設置者名 社会福祉法人きぼう会
- ・事業所の責任者 理事長 君島 寿源
- ・事業所の名称 恩納保育所
- ・事業所の所在地 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 1280 番地 2
- ・電子メール okinawajim2@olive.ed.jp

2 施設の目的・運営の方針

- ・事業所の開所時間 7時30分～19時00分
- ・事業所の認可定員 60名

乳児	満3歳に満たない幼児		満3歳以上の幼児	
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
6名	12名	12名	15名	15名

※実際の受け入れ園児の人数は認可定員とは異なり、年度ごとに変動します。利用定員も同様です。

・運営の方針

- 保育理念 子どもたちの未来を支援する
- 保育方針
 - ・ 子どもたちの生きる力の基礎を育てる
 - ・ 子どもの最善の利益を守り、心身ともに健やかに育てる
- 保育目標
 - ・ 友だちと助け合える子
 - ・ 心身ともに健康な子
 - ・ 失敗を恐れず、いろいろなことにチャレンジできる子
 - ・ 優しさや思いやりのある子
 - ・ 国際社会に対応できる子

3 提供する保育の内容・保育を提供する日及び時間

・保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定に

おける保育必要量の範囲内において適正な特定教育・保育を提供します。

・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

※ ウークイは、保護者のニーズを踏まえ開所を検討します。

※ 土曜日は、恩納村オリーブ保育園ゆうなの児童も受け入れ、合同保育を行います。

・保育を提供する時間

保育標準時間認定

7時30分から18時30分の範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

・延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

延長保育に係る利用者負担

保育時間の種類	延長時間	料金
保育標準時間認定	18:30～19:00	1時間毎200円
保育短時間認定	7:30～8:30 16:30～19:00	1時間毎100円 ※18時半以降は1時間毎200円

※1ヶ月の延長保育料金の上限は2,000円とします。

※1ヶ月利用分を翌月まとめて徴収します。

・食事の提供

食事は事業所内の調理室で調理を行い、昼食及びおやつを提供します。

4 施設・設備の概要

・施設

敷地	1783.52 m ²
園舎(構造)	鉄筋コンクリート造 1階
延床面積	562.95 m ² (床面積 490.76 m ²)
園庭(面積)	敷地内及び屋上園庭 498.4 m ²

•設 備

設備	部屋数	備考
乳児・ほふく室	2 室	ひよこ組(0 歳児)・あひる組(1 歳児)
保育室	3 室	うさぎ組(2 歳児) りす組(3 歳児) ぞう組(4 歳児)
調理室	1 室	
お遊戯室	1 室	職員休憩・応接等
事務室	1 室	

5 職員の体制

•職種別の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務の内容
所長	1		保育園の総責任者
保育主任	1		所長の補助・保育士の業務調整
保育士	10		乳児・幼児の保育全般
保育支援員	1		子育て支援員
看護師	1		体調不良児保育対応
事務員	1		事務全般
合計	15	0	

※配置人数は年度により変更する場合があります。

6 利用料等

•利用者負担額

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額

※0～2 歳までの住民税非課税世帯の場合、保育の無償化の対象になります。

※3～5 歳までの園児は、保育の無償化の対象になります。

•諸費用について

毎年、各行事会場使用料等の諸費用として徴収させていただきます。

•その他の費用について

保育教材費及び延長保育等について必要に応じて徴収させていただきます。

・諸経費、その他の費用

(収納企業:株式会社コドモン)

<必ず徴収させていただく費用>

種類	対象	金額	備考
・諸費用	全園児	500円	全園児、毎年1回4月徴収 用途は上記の通り
・園児登園カード	全園児	500円	全園児徴収(1回限り)
・園指定体操着	2・3・4 歳児	1,500円	入園・進級時、必要枚数徴収 ※登園時に着用しても構いません
・主食費	3・4歳児	1,000円	毎月徴収 ※恩納村の補助金がある 場合は徴収しない
・卒園アルバム	4歳児	3,000円	4月のみ 3,000円徴収
・シール帳 (おたより帳)	3・4歳児	3歳児220円 4歳児110円	進級時徴収 ※3歳児はシールも購入のため
・園帽子	全園児	900円	入園時徴収 園外活動・避難時に使用

<保育所で購入してもご家庭で準備されても構わないもの>

種類	対象	金額	備考
・クレヨン	3歳児	480円	入園・進級時徴収
・はさみ	3歳児	350円	入園・進級時徴収
・ねんど	3・4歳児	3歳児600円 4歳児490円	進級時徴収 ※3歳児はケースも購入のため

<延長保育料金>

種類	対象	金額	備考
・延長保育 (標準保育)	利用園児	18:30~19:00 1時間 200円	※1か月の上限額 2,000円
・延長保育 (短時間保育)	利用園児	16:30~18:30 1時間 100円	
		18:30~19:00 1時間 200円	

※保育システム CODMON による指定口座からの引落としでの徴収になります。口座からの引落としができない場合は、お振込みまたは現金でのお支払いをお願いします。

7 健康診断の実施

・内科健診(年2回)

西大條診療所 西大條升一先生

恩納村字谷茶565-1 098-966-1100

- ・歯科健診(年2回)
うるまデンタルクリニック 比嘉愛一郎先生
沖縄県うるま市字江洲457-1 098-974-8046

- ・身体測定 身長・体重の測定(毎月) / 胸囲の測定(年2回)

- ・尿検査(年2回) 日本健康倶楽部

8 要望・苦情・相談の受付

・苦情対応

苦情解決責任者	所長 平安名 紀子
苦情受付担当者	主任 鈴木 幸希、高江洲 若葉

当園では、口頭及び電話の他に、園玄関近くに意見箱を設置しております。

9 利用者に対しての保険

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済保険に加入

死亡見舞金	3,000万円(突然死及び通学中は半額)
傷害見舞金	第1級 4,000万～第14級 88万円(通学中は半額)

損害賠償保険に加入

保険名称:施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

金額:1名につき15億円、1事故につき15億円

(上記金額は上限金額です。賠償内容により支払われる金額は変わります。)

10 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊連絡先等へ速やかに連絡を行い、乳幼児の身体の安全を最優先し囑託医・又は医療機関へ看護師が付き添い受診いたします。

11 非常災害時の対策

※避難勧告が出た際には、すみやかに園児を迎えに来てください。

避難訓練及び消火訓練	毎月1回実施
災害時の避難場所	恩納村役場
防災設備	消火器、火災報知器の設置
緊急用電話	098-987-8969 (恩納保育所)
警報発令時	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
消防計画届け出年月日	令和 6年 4月 1日

※災害時・警報発令時の対応については、別紙にて記載。

※安全計画・業務継続計画については、別紙にて記載。

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取得に際して、利用目的に沿って適切に利用します。
(別紙「個人情報使用同意書」をご提出願います)

13 利用の開始・終了に関する事項

恩納村の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が
本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始する。

下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- ・恩納村からの支給認定が解除になった場合
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

また、諸費用・その他の費用を長期間滞納した場合は、次年度の村利用調整(入所選考)の
点数が下がる措置が取られ、入所できなくなる場合があります。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、虐待防止マニュアルの作成・運用し、職員に対し虐待防止研修を年 1 回実施して
おります。

15 その他留意事項

提出書類のチェック表をご確認いただき、必要書類の提出をお願いいたします。

《重要事項説明同意書》

私は、恩納保育所の利用にあたり、重要事項説明書に基づいて
社会福祉法人きぼう会より記載事項の説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日

園児氏名:

保護者氏名:

印

保護者住所:

園児との続柄: